

議案第 15 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得に係る在職期間の要件を廃止する等のため改正する。

[内 容]

1 育児休業及び部分休業をすることができない職員の範囲の変更（第 2 条及び第 25 条関係）

在職期間が 1 年未満である非常勤職員についても、育児休業及び部分休業をすることができることとする。

2 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等（第 29 条関係）

任命権者は、職員が自己又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度等を知らせるとともに、育児休業の意向を確認するための面談等を行わなければならないこととする。また、申出により当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならないこととする。

3 勤務環境の整備に関する措置（第 30 条関係）

任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の措置を講じなければならないこととする。

- (1) 育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

[適 用]

令和 4 年 4 月 1 日